

調達管理番号・案件名

24a01070\_パラオ国海洋深層水利用の民間投資促進に係る情報収集・確認調査(QCBS-ランプサム型)

質問と回答は以下のとおりです。

2025年3月31日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	0	情報保全の扱いについて	<p>本件業務は「①要保護情報を取り扱う契約」、「②厳格な情報保全の必要がある契約」、「③情報システムに関する内容を含む契約」のいずれかに該当するでしょうか？</p> <p>②の場合はプロポーザル提出の際に「様式6 競争参加資格確認申請書」の提出が必要と考えますのでご教示ください。</p>	<p>本件は、ご質問の①②③のいずれにも該当しません。したがって、企画競争説明書で、競争参加者の厳格な情報保全体制等の確認のための競争参加資格確認申請書の提出を求めておりません。</p>
2	9	第3条(2)本調査での海洋深層水の取水デモンストレーションの方法	<p>海上取水のオペレーションは定額計上とされていますが、陸上取水のオペレーション費用(電気代、運転員、自家発電の場合の燃料費等)についての考え方をご教示いただけるでしょうか？</p>	<p>陸上取水のオペレーション費用(電気代、運転員、自家発電の場合の燃料費等)は原則パラオ側負担を想定し、先方政府と協議します。</p>
3	12	第4条(2)海洋深層水等を活用した養殖のデモンストレーション	<p>本デモンストレーションについて、漁業局(MAFE)から施設をお借りし、作業者を充てていただくことを想定しております。この場合、行政施設賃借におけるランニング費用(電気、水道など)や、現地の実作業協力者に対する謝金等は、本事業費に計上でしょうか？それともパラオ側の公的機関であるため無償協力を依頼することになりますでしょうか？</p>	<p>行政施設賃借におけるランニング費用(電気、水道など)や、現地の実作業協力者は公的機関であるため、原則パラオ側負担を想定しています。養殖のデモンストレーションの作業負担が多い場合は、作業支援者を現地備上し、事業費に計上頂くことが可能です。野菜水耕や微生物分析で作業支援者を現地備上する場合や、それら現地支援者を管理する現地備人を備上する場合も事業費に計上頂けます。</p>
4	13	第4条(3)海洋深層水等を活用した野菜水耕栽培のデモンストレーション	<p>「3.1.1 野菜水耕のデモンストレーション計画(活動内容、野菜の種類、投入、場所、機材、カウンターパート等)をパラオ側とJICAに立案し、計画内容の合意を得る。</p> <p>3.1.3 カウンターパートと共に、野菜水耕のデモンストレーションを行い、必要なデータを記録する。なお、本調査で海洋深層水が取水されるまでは冷却した表層水を用いる。</p> <p>3.1.5 生産された野菜をパラオ国内でテスト販売する先をパラオ側と JICAに提案の上、実施する。」</p> <p>上記の3つについて、デモンストレーションやパラオ国内テスト販売における「回数」「規模」「時期」等のJICA殿側での想定はありますか？</p>	<p>デモンストレーションやテスト販売の回数は1回以上とし、回数、規模、時期についてはご提案願います。</p>

5	15	第6条 再委託	環境社会配慮・据付許可取得関連は定額計上とされていますが、p.22の表には記載されておりません。定額計上の有無と費用についてご教示いただけますでしょうか？	P22の記載が漏れていました。環境社会配慮・据付許可取得関連は定額計上とします。
6	22	(4)定額計上について	定額計上の「対象とする経費」に挙げられている項目(1~6)間での流用は可能でしょうか。  例えば「1.チラー及びUV殺菌機器」が1000万(定額計上:1200万)、「2.野菜水耕栽培機器」が1200万(定額計上:1000万)となった場合、1の定額計上余剰分 200万を2の補填として流用することは可能でしょうか。	定額計上間での流用は可能です。本体契約がランプサム契約の場合、残額確定後にランプサム金額部分への費目間流用には充てることができませんが、定額計上間での流用は可能です。(ホームページで公開しております「業務実施契約における契約管理ガイドライン(2024年7月【2025年3月追記版】)」P.36参照)
以上				



